

1 日常生活自立支援事業

福祉サービスの利用援助

- 福祉サービスの利用に関する情報の提供、相談
 - 福祉サービスの利用における申し込み、契約の代行、代理
 - 入所、入院している施設や病院のサービスや利用に関する相談
 - 福祉サービスに関する苦情解決制度の利用手続きの支援
- ※福祉サービスとは、介護保険制度などの高齢者福祉サービス、障害者自立支援法による障害福祉サービスです。



日常的金銭管理サービス

- 福祉サービスの利用料金の支払い代行
- 病院への医療費の支払いの手続き
- 年金や福祉手当の受領に必要な手続き
- 税金や健康保険料、電気、ガス、水道等の公共料金の支払いの手続き
- 日用品購入の代金支払いの手続き
- 預金の出し入れ、預金の解約手続き
- 日常的な金銭管理サービスで取り扱う通帳の預かり（社協預かり）



書類等の預かりサービス

- 社協が金融機関の貸金庫に以下の物をお預かりします。
 - ①預貯金通帳 ④不動産権利書
 - ②年金証書 ⑤契約書
 - ③保険証書 ⑥実印
- （原則として、ご本人名義のみに限ります）



相談は無料、サービスは有料

相談、支援計画作成	無料	
福祉サービス利用援助金銭管理サービス	1時間	1,200円
生活支援員の交通費	1回	300円

※生活保護を受けている方は、利用料を公費で補助されますので無料です。

日常生活自立支援事業

相談受付

訪問相談

生活支援計画
契約書作成

ご本人との契約

サービスの開始

相談受付先

白糠町権利擁護センター（白糠町社会福祉協議会内）
☎01547-2-2042

2 成年後見制度

任意後見

判断能力が十分あるうちに

任意後見人を自分で決める

任意後見契約の内容を考える

任意後見契約の締結（登記）

判断能力が低下したら

任意後見監督人の選任申立て

任意後見契約の効力発生

法定後見

判断能力が低下している

申立相談
申立受理

書類作成
書類収集

書類完成

受理面接

・審判
・家裁が精神鑑定の有無を判断

審判確定

家庭裁判所

申立先

釧路家庭裁判所 ☎085-0824 釧路市柏木町4-7
☎0154-41-4171

- 成年後見制度の詳細については、法務省のホームページの成年後見制度のページ（<https://www.moj.go.jp/MINJI/minji95.html>）をご覧ください。
- 白糠町権利擁護センターにもパンフレットがありますのでご自由にお持ち帰りください。

せいねん こうけん せいど

成年後見制度

にちじょう せいかつ じりつ しえん じぎょう

日常生活自立支援事業



住み慣れた地域で自分らしく暮らすために

けんり ようご

白糠町権利擁護センター

（社会福祉法人白糠町社会福祉協議会内）

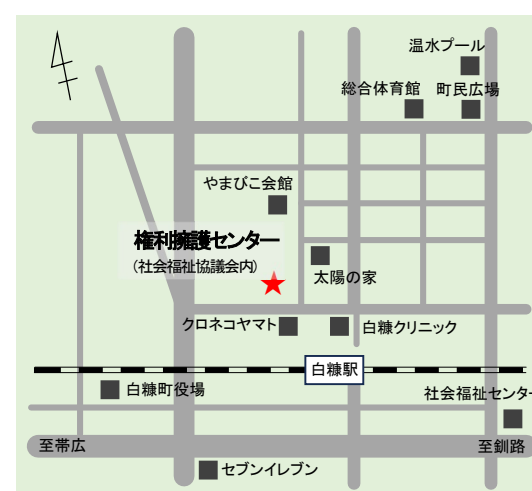
☎01547-2-2042 FAX01547-6-0038

住所／〒088-0331

白糠郡白糠町東1条北1丁目1番地9

時間／月～金曜日 午前8時30分～午後5時30分
（土日・祝日及び年末年始を除く）

HP



本人の判断能力に合わせた利用制度があります

いつでも、お気軽に権利擁護センターにご相談を

判断能力あり

こんな困りごとありませんか



- 福祉サービスの利用など日常生活について心配ごと、困りごとを相談したい
- 日常的な生活費の管理が今後不安になってきた



- 今は身の回りことは自分でできるけど将来に備えたい
- 財産管理や施設入所など自分に代わって行う人をあらかじめ選んでおきたい

1

日常生活自立支援事業



「生活支援員」が訪問して、日常生活の心配ごと、困りごとの相談を受けながら、福祉サービスを利用する手続きのお手伝いや日常生活費の管理のお手伝いをする事業です。



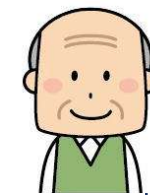
利用できる方

- 援助の内容が理解できる方
- 在宅で生活している方又は予定の方
- 医師の診断等の有無は問いません

手続

2

任意後見



将来、判断能力が低下したときに備えて、財産の管理や施設への入所などの身上に関する事柄を自分に代わって行う人（任意後見人）をあらかじめ選び、公正証書による「任意後見契約」を結び、その内容を決めておく制度です。



契約に必要な書類

- 公正証書
（公正役場が作成します）
 - 添付書類（本人）
 - ・印鑑登録証明書、戸籍謄本、住民票各 1 通
- ※別途作成手数料等がかかります

手続

判断能力が低下



判断が不十分

- 買い物ができる
- 契約行為もおおむねできるが不安がある



判断が著しく不十分

- 買い物ができる
- 重要な契約行為はできない



判断に欠ける

- 買い物ができない
- 契約行為が全くできない
- 意思の疎通ができない

成年後見制度

法定後見

家庭裁判所が判断能力に応じて3つの類型に分け、後見人を選任します。



補助人

申立て時に選んだ特定の法律行為について同意したり、取り消したり、本人に代わって行ったりします。



保佐人

法律上定められた重要な法律行為に同意したり、取り消したりします。
また、申立て時に選んだ特定の法律行為を本人に代わって行います。



後見人

日常生活に関する行為を除く、すべての法律行為を本人に代わって行ったり、必要に応じて取り消したりします。



まずは申立てが必要

- 本人や配偶者、4親等内の親族など
- 本人に判断能力なく、親族がいない場合は町長が申立てできます

申立てに必要な書類

- 申立書（家庭裁判所常備）
 - 添付書類（本人）
 - ・戸籍謄本、住民票又は戸籍附票各 1 通
 - ・成年後見に関する「登記事項証明書」
 - ・診断書
 - ・財産に関する資料
 - ・同意書（補助開始の場合）
- ※別途申立手数料がかかります

手続